

— 個人所得税確定申告 —

医療費控除

セルフメディケーション税制

ふるさと納税ワンストップ特例制度

ビットコインの課税関係



村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士

東日本大震災後、7度目の新春号となりました。謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、2018年が世界中のすべての人々にとって災害のない平和な年となることを切に祈ります。

新年早々、確定申告のお話で恐縮ですが、2017年を振り返りますと、昨年は比較的多くの人の確定申告に何かと影響してくるような税制面の改正や出来事が多かったように思います。国内においては、ふるさと納税で各自治体が寄附のお礼として送る返礼品が話題となり、過熱する返礼品競争を抑制するなどの動きがありました。また国際的には、仮想通貨元年などとも言われるほどに、ビットコインなどの仮想通貨（暗号通貨）が大きな話題となりました。

新春号では、2017(H29)年分の確定申告に際して特に注目すべき次の4項目をご紹介します。それぞれ何が影響してくるか人によって違うと思いますが、実際の準備に着手する前に早めに把握して心の準備をしておいた方がいい内容もあるかも知れません。

- (1) 医療保険者から交付を受けた医療費控除の明細書
- (2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
- (3) ふるさと納税ワンストップ特例制度
- (4) ビットコインの課税関係

〔質問1〕

2017(H29)年分の確定申告から、医療費控除の適用を受けるために必要な書類が変わると聞きましたが、何が必要になるのですか。

〔回答〕

2017(H29)年分の確定申告から、医療費控除を

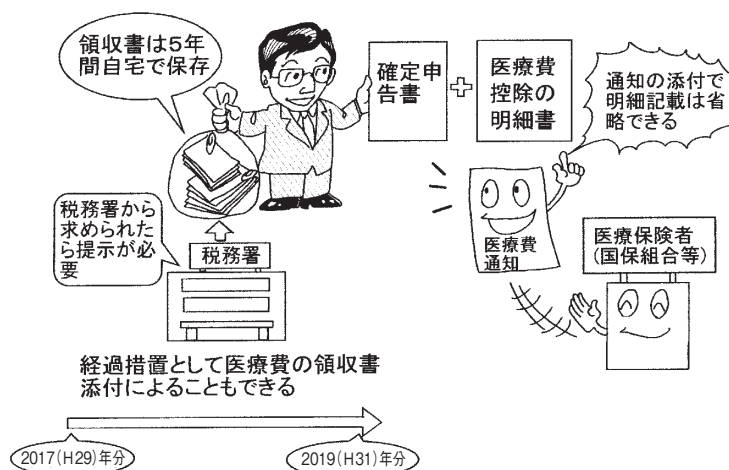
受ける場合には「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付しなければならないこととされました。経過措置として、2017(H29)年分から2019(H31)年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付

<2017(H29)年分確定申告で医療費控除を受けるためのポイント>

- (1) 「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となります。
- (2) 医療費（又は医薬品購入費）の領収書の添付又は提示の必要はありません。
- (3) 明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、領収書は自宅で保管してください。
- (4) 2019(H31)年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

2017(H29)年分確定申告から領収書の代わりに
「医療費控除の明細書」の添付が必要



する場合には、医療費控除の明細書の提出を省略することができます。「医療費通知」とは医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項の記載があるもの（後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除きます）及びインターネットを利用して医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものをいいます。

- ① 被保険者等の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者
- ④ 療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
- ⑤ 被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者等の名称

医療費の領収書については、確定申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間は、税

務署から医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます）の提示又は提出を求められる場合がありますので、保管しておかなければなりません。

医療費を補てんする保険金等の額が、確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、補てんされる保険金等の見込額を医療費の額等から控除します。後日、確定額と当初の見込額とが異なる場合には、修正申告又は更正の請求の手続により訂正することになります。

〔質問2〕

医療費控除の特例とされる「セルフメディケーション税制」とはどのような税制なのでしょうか。

〔回答〕

医療費控除の特例として、自己又は自己と生計

を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品に指定される市販薬を自ら購入するなどして健康管理を行う「セルフメディケーション（自己治療）」に取り組む人を対象に、セルフメディケーション税制が2017年1月から施行されました。概要等は次のとおりです。

(1) 対象者

予防接種、がん検診、勤務先での定期健康診断、特定健康診査（メタボ健診）など一定の検診等を受けた方

(2) セルフメディケーション税制の対象医薬品

医師によって処方される医療用医薬品から、薬局やドラッグストアなどで購入できる特定の医薬品に転用された市販薬（スイッチ OTC 医薬品）^(*)で、対象となる医薬品には、そのパッケージに共通識別マーク（下図）が表示され、レシート（領収書）には対象製品であること（★印など）が表記されます。

(* 1) OTC : Over The Counter カウンター越しに販売する



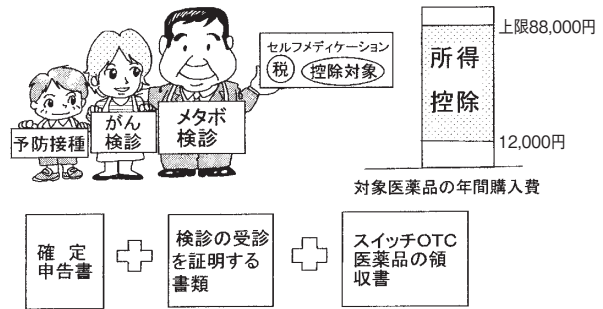
(3) セルフメディケーション税制による所得控除の金額

対象医薬品の年間購入費（扶養家族分を含みます）が12,000円を超えれば、その超えた金額を所得控除できます。その上限額は88,000円とされています。なお、2017（H29）年分の確定申告では、2017年1月1日から同年12月31日までに支払ったものが対象です。

(4) セルフメディケーション税制の適用を受けるための手続

セルフメディケーション税制の適用を受けるた

「セルフメディケーション税制」自己・配偶者・親族のために特定一般用医薬品を購入。自己治療する人が対象



めには、確定申告時に次の①及び②の書類が必要になります。

- ① 検診等の受診を証明する書類（検診等の領収書又は結果通知表）

検診等には、インフルエンザ予防接種、市町村のがん検診、会社の定期健康診断、人間ドック等の健康診査などがあります。

- ② 対象医薬品のレシート（領収書）（対象製品であること（★印など）の表記があるもの）

(5) 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の選択適用

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による所得控除と、従来の医療費控除を同時に適用することはできません。従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のいずれかを選択することになります。納税者の有利選択になりますが、医療費の金額や所得によってもどちらが有利かわ変わってきますので注意が必要です。

誤って不利な制度を選択して確定申告書を提出した場合、確定申告期限後に有利な方に訂正することはできません。更正の請求や修正申告書を提出するときにおいても、その選択をした方法を適用するものとされていますので、更正の請求等により確定申告書において選択した制度を変更することはできないことになります。

<参考：従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の有利選択>

【ケース1】
 従来の医療費控除の対象となる医療費：70,000円
 特定一般用医薬品等購入費：70,000円

- ① 従来の医療費控除を選択した場合
 (医療費合計) 70,000円+ 70,000円=140,000円
 (医療費控除の対象) 140,000円-100,000円= 40,000円
- ② セルフメディケーション税制を選択した場合
 (医療費控除の対象) 70,000円- 12,000円= 58,000円
- ③ ①40,000円 < ②58,000円 ∴セルフメディケーション税制有利

【ケース2】
 従来の医療費控除の対象となる医療費：90,000円
 特定一般用医薬品等購入費：50,000円

- ① 従来の医療費控除を選択した場合
 (医療費合計) 50,000円+ 90,000円=140,000円
 (医療費控除の対象) 140,000円-100,000円= 40,000円
- ② セルフメディケーション税制を選択した場合
 (医療費控除の対象) 50,000円- 12,000円= 38,000円
- ③ ①40,000円 > ②38,000円 ∴従来の医療費控除有利

〔質問3〕

昨年、ふるさと納税をしてワンストップ特例制度の申請をしました。確定申告をしたほうが控除額が増えるケースがあると聞きましたがどうしてなのでしょう。

〔回答〕

ふるさと納税制度は、自治体に寄附を行った場合に、2,000円を超える部分について、所得税と住民税から上限額に達するまでの全額が控除される制度です。2015(H27)年の税制改正により、上限額が約2倍に拡充されるとともに、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。これにより、2017(H29)年度の寄附金税額控除額は1,766億円に上り（前年度比1.8倍）、適用者数は

225万人（前年度比1.7倍）に達したという実績が総務省より公表されています。

ふるさと納税をした場合、所得税及び復興特別所得税の**確定申告**をすることにより、所得税の**寄附金控除**及び個人住民税の**寄附金税額控除**を受けることができます。また、**ワンストップ特例制度**により個人住民税の**寄附金税額控除**の適用を受けることができます。

ワンストップ特例制度により適用を受ける場合には、①ふるさと納税先の自治体数が5自治体以内であること（年6回以上ふるさと納税を行っても、5自治体以内であれば利用することができます）、②寄附金税額控除の適用を受けないとした場合には、確定申告をする必要がないこと、③ふ

<個人住民税におけるふるさと納税に係る寄附金税額控除額>

	2016(H28)年度(A)	2017(H29)年度(B)	(B)/(A)
控除額(億円)	1,001.9	1,766.6	1.8倍
適用者数(万人)	129.9	225.3	1.7倍

総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要（税額控除の実績等）」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000043.html

<参考：ふるさと納税に係る寄附金税額控除額の計算>

<所得税減税分>

- ① 所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 所得税の税率
 ※総所得金額等の40%が上限です！
 ※ワンストップ特例では所得税ではなく住民税から控除されます！

<住民税減税分>

- ② 住民税からの控除 (基本控除) = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%
 ※総所得金額等の30%が上限です！
- ③-1 住民税からの控除 (特例控除) =
 (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10% - 所得税の税率)
- ③-2 住民税からの控除 (特例控除) = (住民税所得割額) × 20%
 ※ ③-1 で計算した場合の特例分が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記③-2
 の計算式となり、この場合は「ふるさと納税額 - 2,000円」の全額が控除されず、実質
 負担額は2,000円を超えることとなります。このようなケースでは、ワンストップ特例
 ではなく確定申告をする方が有利となります。

るさと納税を行う都度各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出していることなどが要件となります。

ワンストップ特例制度については、所得税からは控除されず、その分も含めた控除額の全額が翌年度の住民税から控除されます。住民税からの控除の特例分は、住民税所得割額の2割が上限とされるため、住民税からのみ控除する仕組みとなっているワンストップ特例制度によった場合、確定申告による寄附金税額控除の額より少なくなり不利になる場合がありますので注意が必要です。

[質問4]

昨年、ビットコインなどの仮想通貨が大変話題になりましたが、仮想通貨による取引で利益や損失が出た場合の課税関係はどのようなのでしょうか。

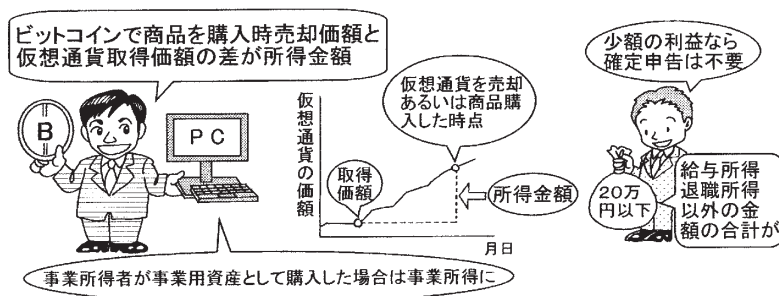
[回答]

上場株式の取引による利益については、所得税率一律約20%の申告分離課税になりますが、ビットコインを売却又は使用することにより生じる利益は雑所得に区分されるため累進課税の適用となります。したがって、最高税率が適用されれば所

得税率は45%ということになります。

また、上場株式の取引による損失は、将来3年間繰り越し、将来発生する上場株式の取引により生じる利益から控除することが認められていますが、ビットコインを売却又は使用することにより生じる利益は雑所得に区分されるため、損失の繰越控除はできません。また、仮想通貨の取引により生じた損失は、雑所得以外の他の所得と通算することはできません。しかし、少額の利益であれば、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を下回る場合には、確定申告は不要とされています。個人所得税については暦年課税ですから、損益確定のタイミングによって大きく影響されることが考えられます。

国税庁は、ビットコインを始めとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益について、その具体的な計算方法等を取りまとめた情報(FAQ)を昨年12月1日付「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」(以下「本件情報」といいます)で公表しました。各事例における回答の概要は次のとおりです。なお、本件情報で使用している事例(取引金額や取引相場を含みます)は、架空のものですが、事例に応じた適正



な価額による一般的な取引を前提としている旨注記されています。

(1) 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却（日本円に換金）した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(2) 仮想通貨での商品購入

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

(3) 仮想通貨との交換

保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価（購入価額）と保有する仮想通貨の取得価額との差額が、所得金額となります。

(4) 仮想通貨の取得価額

同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の仮想通貨の取得価額の算定方法としては、移動平均法を用いるのが相当です（ただし、継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えありません）。

(5) 仮想通貨の分裂（分岐）

所得税法上、経済的価値のあるものを取得した場合には、その取得時点における時価を基にして所得金額を計算します。

しかし、仮想通貨の分裂（分岐）に伴い取得した新たな仮想通貨については、分裂（分岐）時点において取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考えられますので、

その取得時点では所得が生じず、その新たな仮想通貨を売却又は使用した時点において所得が生じることとなります。なお、その場合の取得価額は0円となります。

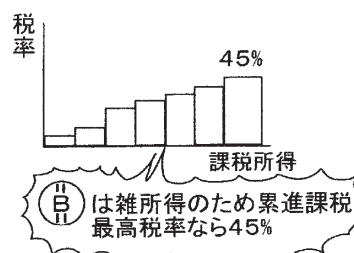
(6) 仮想通貨に関する所得の所得区分

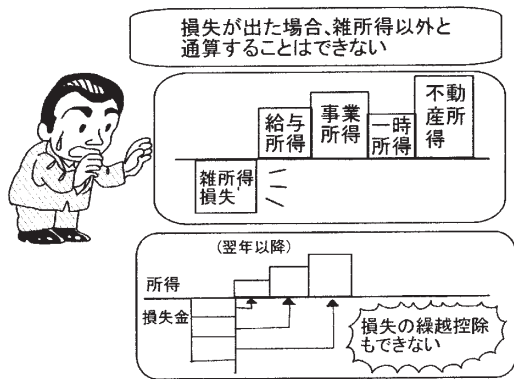
ビットコインを始めとする仮想通貨を使用することによる損益は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されることとしています。例えば、事業所得者が、事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用している場合、その使用により生じた損益については、事業に付随して生じた所得と考えられますので、その所得区分は事業所得となります。

このほか、例えば、その収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その仮想通貨取引が事業として行われていると認められる場合にも、その所得区分は事業所得となります。

(7) 損失の取扱い

仮想通貨の取引により、雑所得の金額に生じた損失は、雑所得以外の他の所得と通算することはできません。





(8) 仮想通貨の証拠金取引

仮想通貨の証拠金取引による所得については、申告分離課税の適用はありませんので、総合課税とされます。

租税特別措置法上、先物取引に係る雑所得等の課税の特例（申告分離課税）の対象は、金融商品取引法等に基づき行われる①商品先物取引等、②金融商品先物取引等、③カバードワラントの取得等とされており、仮想通貨の証拠金取引は、これらのいずれの取引にも該当しませんので、申告分離課税の適用はなく、その取引により得た所得につ

いては、総合課税により申告することになります。

(9) 仮想通貨のマイニング等

いわゆる「マイニング」（採掘）などにより仮想通貨を取得した場合、その所得は、事業所得又は雑所得の対象となります。

この場合の所得金額は、収入金額（マイニング等により取得した仮想通貨の取得時点での時価）から、必要経費（マイニング等に要した費用）を差し引いて計算します。

なお、マイニング等により取得した仮想通貨を売却又は使用した場合の所得計算における取得価額は、仮想通貨をマイニング等により取得した時点での時価となります。



本稿で参照した資料等は、以下のサイトでご確認いただけます。

<医療費控除関連>

厚生労働省 HP：「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

国税庁 HP：

セルフメディケーション税制：<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

特定一般用医薬品等購入費：<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1132.htm>

選択適用：<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1131.htm>

<ふるさと納税ワンストップ特例制度関連>

国税庁 HP：「ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附）をされた方について」

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tebiki2015/a/01/1_12.htm

総務省 HP：「ふるさと納税に関する現況調査結果の概要（税額控除の実績等）」平成29年7月28日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu04_02000043.html

<ビットコイン関連>

国税庁：「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」個人課税課情報第4号／平成29年12月1日／国税庁個人課税課

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/171127/01.pdf>

国税庁 HP：「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1524.htm>